平成２２年（フ）第１７号
岐阜県飛騨市古川町沼町792番地１
債務者　中嶋玲奈土
１　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
岐阜県下呂市萩原町萩原1388番地
債務者　松風　晶子
１　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第３８０３号
愛知県知多市清水が丘１丁目1610番地　グランドール清水が丘102
債務者　鈴木　孝周
１　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８８８号
名古屋市港区惟信町３丁目31番地の14
債務者　安西　宗子
１　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５号
三重県津市高茶屋４丁目40番５号　ブルックリンハイツＣ202
債務者　山本　栄一
１　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５８号
三重県鈴鹿市池田町1271番地の１　マインドピア鈴鹿210、前住所三重県四日市市万古町１番３号
債務者　中山小百合
１　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８７号
三重県津市白山町南家城367番地２
債務者　前川　昭和
１　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１０２号
三重県津市南が丘４丁目22番地14
債務者　金子美千代
１　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１０７号
三重県津市末広町27番29号　ＷＩＮＧ21ＰＡＲＴ１―103号室
債務者　齋田　　徹
１　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９４号
三重県名張市美旗町藤が丘140番地
債務者　久保　孝春
１　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第４０９号
滋賀県高島市マキノ町牧野492番地３
債務者　名富　崇樹
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５号
大津市富士見台21番４号
債務者　細川　純子（旧姓長谷川）
１　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６号
大津市富士見台21番４号
債務者　細川アキ子
１　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７８号
大津市南志賀１丁目７番19号、前住所滋賀県蒲生郡日野町大字大窪842番地
債務者　吉田　　毅
１　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１９号
大津市御幸町４番９号　シャトレパインズレーク201号
債務者　福田　　徹
１　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３０号
大津市黒津１丁目１番30号　ソルクレスト瀬田102
債務者　稲本　美和（旧姓矢掛）
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５９号
滋賀県湖南市岩根1755番地１　バーディハイツ205号
債務者　毛利　裕英
１　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
大津地方裁判所民事部